

年金から 付加保険料 納付しませんか

平成21年度の老齢基礎年金は、40年間保険料を納めた場合に年792,100円となりますが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

◆付加保険料を納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・国民年金任意加入者
- ◆付加保険料を納付できない方
- ・国民年金保険料の免除を受けている方
- ・国民年金基金の加入者

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算され、2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

なお、付加保険料の納付は、お申し込みいただいた月分からとなります。

◆申請

社会保険事務所

☎043(203)5600
(または市民課高齢者医療年金係
☎1142)

※後日社会保険事務所から納付書を送ります。

後期高齢者医療 制度保険料は 大切な財源です

◆高齢者の医療費は国民みんなで支えます

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の医療費については、医療機関窓口で支払われる自己負担分を除いた医療費の5割を国・県・市が公費（税金）で負担し、現役世代（0歳から74歳まで）が加入する医療保険が4割を負担し、残りの1割をこの制度に加入する皆さんの保険料で賄うこととなっています。

これまでは加入する医療保険や市区町村によって保険料の負担に差がありました。これからは同じ県で同じ所得であれば原則として同じ保険料となり、公平な保険料の負担をいただくこととなります。

◆ご希望により納付方法が変更できます

現在、年金から保険料を納付している方が、口座振替による納付を希望される場合、申し出により変更することができます。

※口座振替にすると・・・被保険者本人以外の口座から保険料を振替すると、口座名義人の方に「社会保険料控除」が適用され、世帯全体として住民税が軽減される場合があります。

問 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給します。

◆受給できる人

「障害等級表」に該当する程度の身体や精神に障害のある児童を監護している父若しくは母、または父母にかわって児童を監護している人（養育者）です。父母が共に児童を監護している場合は、主として児童の生計を維持している方に支給します。

◆手当の基準額(月額)

(平成21年4月)

- 1級 50,750円
 - 2級 33,800円
- 支払月は4月・8月・12月の年3回で、受給者本人の金融口座に県より振り込まれます。

◆所得による支給制限

手当を受ける方、または手当を受ける方と生計を同一にする方（配偶者など）の前年の所得が限度額以上である場合は、停止します。毎年8月11日〜9月10日に所得状況の届出が必要です。

「障害等級表」

	精神障害	知的障害	身体障害
1級	日常生活において常に他人の介助、保護を必要とする状況	療育手帳の①・A	身体障害者手帳のおおむね1・2級
2級	他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が極めて困難な状況	療育手帳のおおむねBの1	身体障害者手帳のおおむね3級
判定方法	所定の診断書	療育手帳の①・Aの場合は、療育手帳の写し 療育手帳のおおむねBの1の場合は、所定の診断書	肢体不自由等の外部障害の場合は、身体障害者手帳の写し 心臓等の内部障害の場合は、所定の診断書

問

社会福祉課障がい福祉係
☎0479(80)8364